

垂井町都市計画マスタープラン

【 概 要 編 】

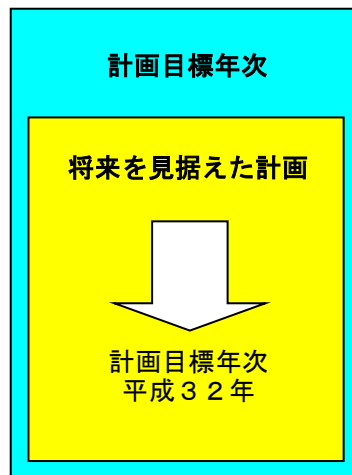
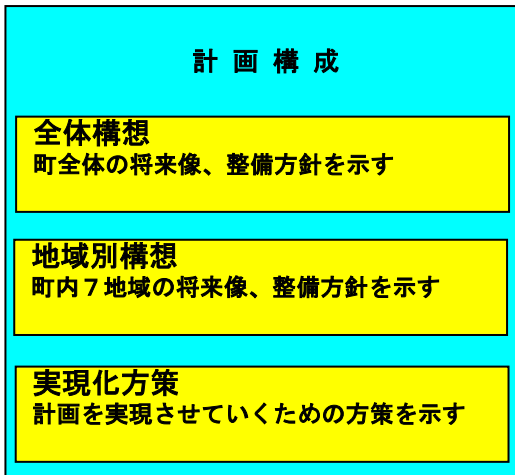
○ 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、本町の長期的なまちづくりの方向を明らかにするとともに、本町が今後展開する個別具体の都市計画の指針となるものです。

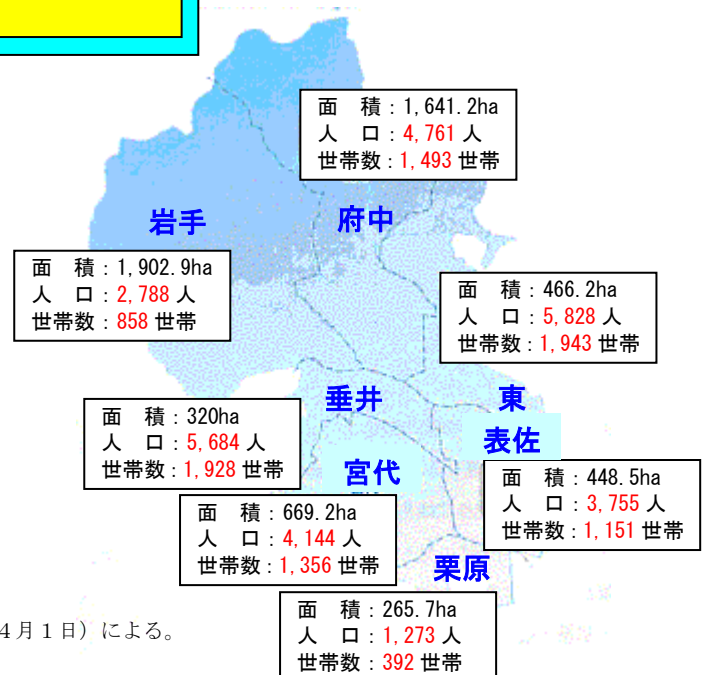
「垂井町都市計画マスタープラン」は、「全体構想」、「地域別構想」そして「実現化方策」から構成されています。このうち「全体構想」は垂井町全体を対象として将来の整備方針等を示すものであり、「地域別構想」は、現在の学区などを基本として町内を7つの地域に区分し、各地域を対象として将来の整備方針等を示すものです。また、「実現化方策」は「全体構想」、「地域別構想」において示された将来像を実現化するために必要となる方策を示すものです。

このマスタープランは、将来を見据えた計画とし、目標年次を平成32年と設定します。

■ 計画の構成と目標年次



■ 地域区分図



人口及び世帯数は、住民基本台帳（平成18年4月1日）による。

全体構想

●都市づくりの理念と将来都市像

本町における都市づくりの理念、そして目指すべき将来都市像を次のように掲げます。

【都市づくりの理念】

- ① 人々が町内で暮らし、働き、楽しむことのできる都市をつくる
- ② 都市基盤の充実した安全・快適な都市をつくる
- ③ 自然と歴史を身近に感じることのできる都市をつくる
- ④ 各地域が個性を発揮し、相互に調和する都市をつくる
- ⑤ 住民の声と手によりきめ細かな都市をつくる

【将来都市像】

『ときめき やすらぎ ふれあいのまち ー環境調和都市ー』

●将来の都市構造

【都市構造の骨格】

①東西都市形成軸（産業集積軸）

国道 21 号を「東西都市形成軸（産業集積軸）」と位置づけ、この軸上を中心に市街地形成を促進するとともに、産業施設の維持・誘導を図ります。

②南北都市形成軸

南北方向の連携を強化し、まとまりと広がりのある市街地を形成するため、南北都市形成軸上を中心に市街地形成を促進します。

③地域連携軸

分散した 7 つの地域間を連絡し、相互の関係を強化するための「地域連携軸」を配置します。

④都市間連携軸

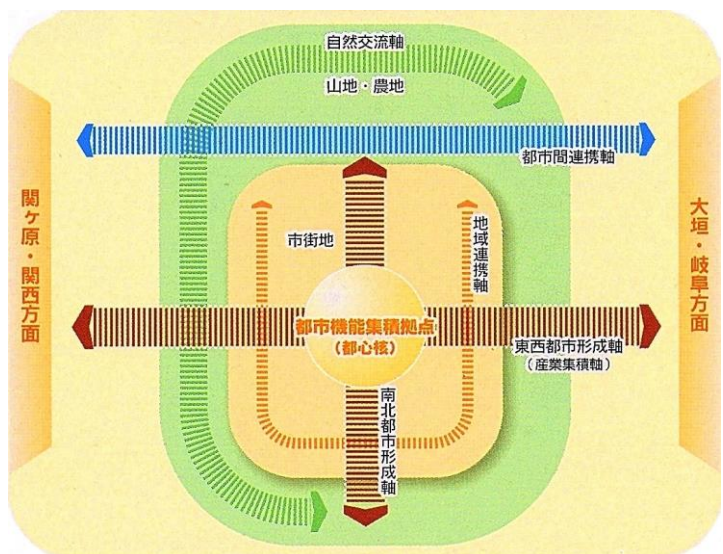
市街地北側を通過する（都）大垣・関ヶ原線を「都市間連携軸」と位置づけ、広域都市間連携の補完・強化を図ります。

⑤自然交流軸

優れた景観を持つ自然資源や、本町の歴史を伝える歴史資源が随所にみられる山地に「自然交流軸」を配置します。

⑥都市機能集積拠点（都心核）

垂井駅周辺に「都市機能集積拠点（都心核）」を配置し、町の主要な都市施設の整備・集積を図ります。



【都市と環境の枠組み（ゾーニング）】

①都市機能集積ゾーン

商業・業務、観光、文化、そして居住等の各種都市機能の充実を図るとともに、都市基盤施設の整備・拡充、土地利用の高度化を進めていきます。

②産業集積ゾーン

既存工業地及びその周辺での整備・拡充により、一層の産業集積を促進します。

③市街地形成促進ゾーン

積極的な市街地形成を促進します。特に、宮代地域や表佐地域については、地域間を連絡する幹線道路の整備に併せて良好な市街地形成を図るものとしします。

④市街地ゾーン

快適でゆとりある居住空間の創出を図ります。

⑤沿道利用促進ゾーン

広域的な交通利便性を有効活用した施設等の立地誘導について検討します。

⑥森林ゾーン

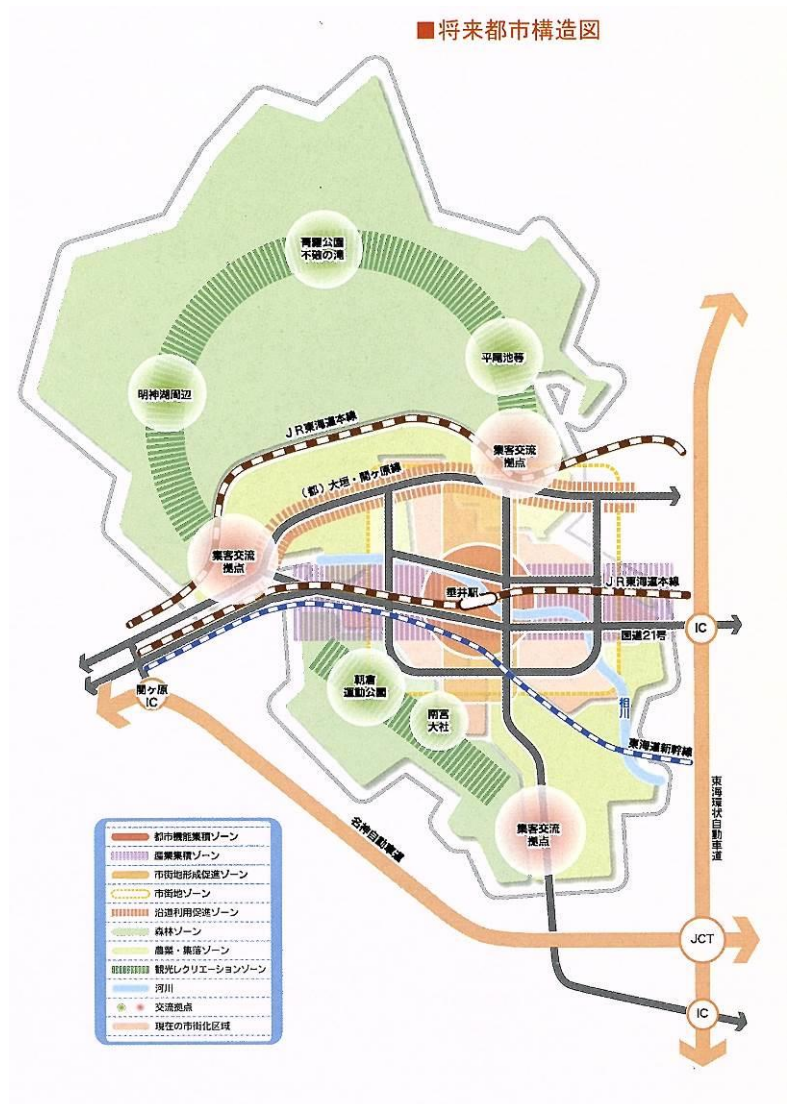
森林の健全な育成及び保全に努めるとともに、水と緑を活用した自然学習・保健休養の場として整備を図ります。

⑦農業・集落ゾーン

農業生産基盤整備を推進するとともに、農地の集約化、及び優良農地の保全に努めます。また、集落の生活環境改善と未利用地の有効活用を促進し、都市基盤施設の整備された集落及びその周辺については、農業との調整または共存を図りながら計画的な宅地整備を検討します。

⑧観光レクリエーションゾーン

豊かな自然・歴史・文化資源を生かしたレクリエーション施設や保養施設の整備を図ります。さらに、(都)大垣・関ヶ原線の持つ広域集客性を生かし、新たな集客交流拠点の整備を検討します。



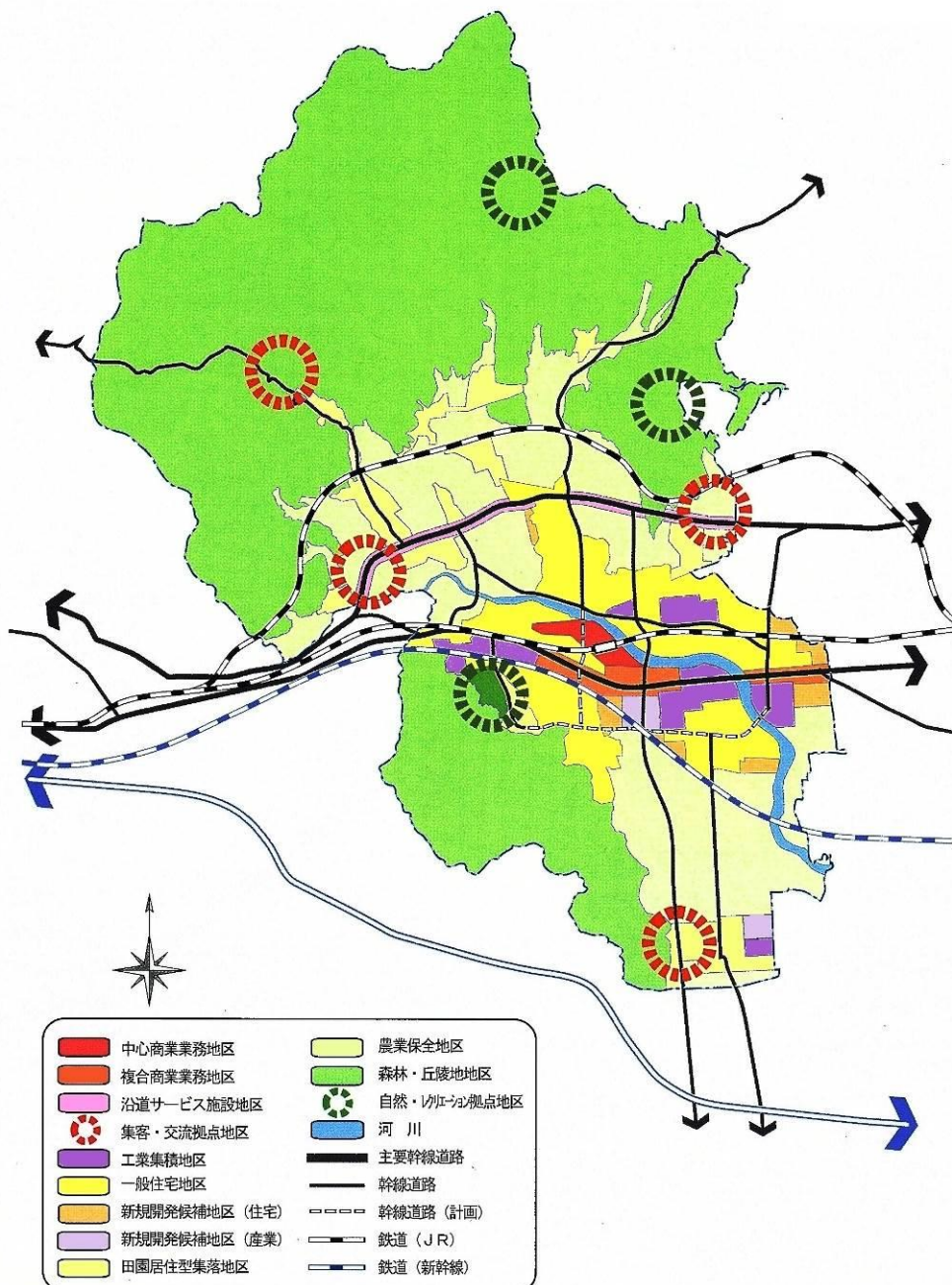
● 将来都市整備方針

【土地利用】

今後、本町では以下の基本方針に基づいて計画的に土地利用を進めていきます。

- ☆ 地域の特性（自然、歴史、文化など）に配慮したきめ細やかな土地利用の推進
- ☆ 中心市街地における高度利用及び都市再生の促進
- ☆ 郊外部におけるゆとりある土地利用の展開
- ☆ 計画的な産業基盤の確保及び整備
- ☆ 優れた自然地及び農地の保全

■ 土地利用方針図



【交通体系】

今後、本町では、以下の方針に基づき将来の道路網を配置します。

☆ 広域的な交通流動のための東西方向の交通軸強化

☆ 市街地の分断解消のための南北方向の交通軸強化

☆ 散在する地域間の連携を強化するための環状軸及び放射軸の形成

● 国道21号

広域間を連携し、本町の骨格を形成する道路として重要な役割を担う路線であることから、早期の4車線化を関係機関に働きかけるとともに、住民も含めた機運づくりを進めていきます。

● 主要地方道・県道

各地域の市街地を構成し、さらに周辺の市町村と連絡する放射道路として位置づけ、幅員拡幅や交差点形状の改良等を進めるとともに、安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。

● その他の都市計画道路

都市計画道路のうち未整備区間については、地域の実情に応じながら整備を進めていきます。また、整備の必要性がなくなった路線等については、適宜計画の見直しを検討します。

● 鉄道

輸送力の増強を関係機関に働きかけ、住民の交通手段としての利便性向上を図っていきます。

● バス

民間バスについては、バス事業者と連携し、住民のニーズにあった運行ダイヤの実現を促進する一方、積極的なバス利用促進策を実施することにより、バス利用客の増加を図ります。さらに、町の福祉巡回バス「すこやか号」については、町内の主要な公共公益施設を連絡する身近な交通手段として、さらなる利便性向上に努めるものとします。

【公園緑地】

今後、公園が不足地域している地域を中心として、身近で利用しやすい街区公園、近隣公園等の整備を推進していきます。また、相川の河川敷については、動植物の生育・生息環境に配慮しながら、既存の公園広場の充実、新たな公園、緑道等の整備等を進めることによって、連続性のある水辺公園としてさらなる機能の向上を図ります。

揖斐関ヶ原養老国定公園については、今後とも自然環境の保全を図り、より多くの人々が快適に利用できるよう、公園内のハイキングコースや休憩施設等の整備を図ります。

そのほか、本町の豊かな水を生かした親水公園や、美濃国府跡をはじめとする歴史資源の周辺における歴史公園など、特色ある公園づくりを進めていきます。

【河川及び上下水道】

● 河川

これまでの治水機能の向上を主眼とした河川改修に加え、今後は、災害時における避難地の確保や身近な親水空間づくりをめざして河川整備を進めていきます。

● 上下水道

より安定した水供給を確保するため、第二水道施設建設事業の推進を図るとともに、その他の簡易水道や小規模水道についても上水道への統合を検討します。

● 下水道

地域の特性を踏まえた下水道整備を計画的に推進するとともに、各家庭における生活雑排水浄化対策や河川の浄化対策等についても積極的に進めていきます。



【自然環境保全】

● 骨格となる自然環境

本町の大半を占める山地については、適切な保全を図るとともに、体験・学習の場として活用していきます。また、本町の中央を流れる相川については、動植物の生育・生息空間の保全・維持に配慮した環境整備を進めます。

● 貴重な自然環境

古くから住民の生活と深い関わりを持ってきたマンボ、ガマ、湯壺などの湧水地や水路等については、極力現状のままの状態を維持されるよう努めます。また、貴重な動植物の生育・生息が確認されている場所については、その周辺の自然環境も含めて保全を図っていきます。

● 身近な自然環境

優良農地の保全を図るとともに、休耕地・耕作放棄地となっている農地については、環境学習等の場として活用することも検討していきます。

また、史跡・古墳等の周辺緑地等については、本町の歴史を物語る場として、また、身近な遊びの場や憩いの場として保全を図ります。

地域別構想

●地域の将来イメージ

各地域の将来イメージについては次のように掲げます。



実 現 化 方 策

【優先性の高い事業への集中的投資】

緊急性の高い事業や都市の骨格を形成するための事業等については、優先的に実現化を図るものとします。なお、現在継続中の事業又は構想中の事業などについては、事業が長期化することのないよう、極力早期の実現化を目指すものとします。

○緊急整備課題の早期解消

- ・ 国道 21 号の 4 車線化
- ・ 河川改修による水害防止

○都市の骨格を形成する都市基盤の整備

- ・ 地域の骨格道路の整備
- ・ シンボルとなる緑の骨格の整備

○既定プロジェクトの早期実現

【公共整備・民間整備の連携】

真に誇りと愛着をもって暮らせるまちを創っていくには、行政の施策や事業に住民の意向・要望を反映するのにとどまらず、住民が自らの地域のまちづくりについて考え、自ら取り組んでいくことが必要です。

したがって、都市の骨格を形成するインフラ整備など、直接公共が整備する必要があるものに対しては、行政が重点的に取り組み、住宅地の改善や生活道路の整備などの身近なまちづくりについては、住民が主体となって取り組みを進めるものとします。

また、行政は、住民主体のまちづくりが円滑に進められるよう積極的に支援を図るほか、必要に応じて都市計画の決定や見直しを行うこととします。

